

防府市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）第22条第2項の規定により、国民健康保険料（以下「保険料」という。）を滞納している世帯主に通例定める検認又は更新の期日より前の期日を定めた短期有効期限被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付し、被保険者の負担の公平を図るとともに未収保険料の収入を確保することにより、もって国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 短期被保険者証の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯主とする。

- (1) 保険料の納期限から6か月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない世帯主とする。
- (2) 次に掲げるいずれかの事由に該当する世帯主
 - ア 納付相談及び納付指導に応じようとしない世帯主（具体的な納付誓約をしない世帯主を含む。）
 - イ 納付誓約等に基づく分割納付等を3回以上履行しない世帯主
 - ウ 財産調査の際、意図的に財産の名義変更を行うなどして滞納処分を免れようとする世帯主
 - エ 所得及び財産を勘案すると負担能力があると認められる世帯主

(交付除外者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、当該世帯主又はその者に対し、短期被保険者証を交付しない。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。）第5条の5に規定する医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）の対象となる被保険者
- (2) 現年分保険料が納期限までに納付され、併せて滞納している保険料が

納付計画に基づき 3 回以上継続して分割納付され、継続して納付される
ことが認められる世帯主

(3) 次に掲げる特別な事情があり、保険料を納付することが困難であると
認められる世帯主

ア 世帯主が火災、風水害等の被害を受け、又は詐欺、横領若しくは盗難
により財産を損失し、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼして
いること。

イ 世帯主又はその者と生計を一にする親族（民法（明治 31 年法律第 9
号）第 725 条に規定する者をいう。）が概ね 3 月以上同一医療機関へ
の入院若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷し、生活に
重大な支障を及ぼしていること。ただし、通院については、当該通院に
よって就労が具体的に妨げられているものに限る。

ウ 世帯主がその事業を廃止し（給与所得者が離職し再就職をしていない
場合（意図的又は常習的な職業変更の場合を除く。）を含む。）、又は
休止し、かつ、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及
ぼす程度に収入が減少していること。

エ 世帯主が、その事業につき著しい損失（給与所得者に対する給与未払
いがある場合を含む。）を受け、他の世帯員の収入を考慮しても、生活
に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していること。

(4) その他特に市長が認める者

(除外の申請)

第 4 条 前条各号のいずれかに該当し、短期被保険者証に係る被保険者からの
除外を受けようとする世帯主は、同条第 1 号に該当するときは公費負担医療
受給者届（第 1 号様式）を、同条第 3 号又は第 4 号に該当するときは特別な
事情に関する届（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、
本市において確認できる場合は、この限りでない。

(短期被保険者証の検認又は更新の期日)

第 5 条 短期被保険者証の検認又は更新の期日は、毎年 8 月 1 日及び 2 月 1 日
とする。

(交付対象者の認定)

第6条 短期被保険者証の交付対象者の認定については、短期被保険者証判定委員会（以下「委員会」という。）に諮り認定する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は保健こども部長、副委員長は保健こども部次長、委員は保健こども部保険年金課及び総務部収納課の課長及び委員長が指名する職員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、被保険者証の検認又は更新の期日前に委員長が招集し、委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長が招集することができる。
- 6 委員会は、短期被保険者証の交付の可否について決定する。
- 7 委員長は、認定する案件が少数の場合又は急を要する場合は、委員の持ち回り審議に付して委員会の開催に代えることができる。
- 8 委員会の庶務は、保健こども部保険年金課において処理する。
- 9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（更新時における短期被保険者証の交付）

第7条 世帯主に短期被保険者証を交付しようとするときは、次の手順により書面で世帯主に通知する。

- （1） 第2条の規定により世帯主が新たに交付対象者に該当したときは、世帯主に対し国民健康保険料納付相談通知書（第3号様式又は第3号様式の2）に公費負担医療受給者届及び特別な事情に関する届を添えて送付する。
- （2） 前号の規定により通知したにもかかわらず、納付相談及び指導（以下「納付相談等」という。）に応じないとき、又は第8条第1項に規定する滞納額の著しい減少がないときは、国民健康保険料納付相談警告書（第4号様式又は第4号様式の2）を送付する。
- （3） 前号の規定により通知したにもかかわらず、納付相談等に応じないとき、又は第8条第1項に規定する滞納額の著しい減少がないときは、第

6 条に規定する委員会に諮り、短期被保険者証の交付に係る認定を受ける。

- (4) 前号の規定による認定を受けた世帯主については、国民健康保険被保険者証返還通知書（第 5 号様式）を送付し、検認又は更新の期日が通例定める期日の被保険者証（以下「通例期日被保険者証」という。）の返還を求めることができる。

- (5) 第 3 号の規定による認定を受けた世帯主に対し、通例期日被保険者証の有効期限までの間に短期被保険者証を交付する場合は、国民健康保険短期有効期限被保険者証交付通知書（第 6 号様式）を添えて短期被保険者証を交付する。

また、前号の規定により世帯主に通例期日被保険者証の返還を求めた場合において、世帯主が通例期日被保険者証を返還したときは、短期被保険者証を交付する。

なお、通例期日被保険者証の有効期限の経過後は、国民健康保険短期有効期限被保険者証交付通知書（第 6 号様式の 2）を添えて短期被保険者証を交付する。

- (6) 短期被保険者証の交付を受けている世帯主が、引き続き第 2 条に該当するときは、国民健康保険短期有効期限被保険者証更新通知書（第 7 号様式又は第 7 号様式の 2）を送付し、短期被保険者証を交付する。

なお、世帯主が短期被保険者証の有効期限の経過後も更新に応じない場合は、国民健康保険短期有効期限被保険者証（更新分）交付通知書（第 8 号様式）を添えて短期被保険者証を交付する。

- 2 第 3 条第 1 号に該当する被保険者については、通例期日被保険者証を交付する。

（通例期日被保険者証の交付）

第 8 条 短期被保険者証の交付を受けている世帯主が、滞納している保険料を完納したとき、第 3 条第 3 号及び第 4 号に該当することとなったとき又は次に掲げる各号のいずれかに該当する滞納額の著しい減少があったときは、当該世帯主に対し国民健康保険被保険者証交付通知書（第 9 号様式）を添えて通例期日被保険者証を交付する。

- (1) 納付により納期限を6か月以上経過した滞納保険料を納付したとき。
- (2) 滞納保険料が納付計画に添って納付され、継続して納付されると認められたとき。

2 世帯主が短期被保険者証の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者の一部が第3条第1号に該当することとなったときは、それらの者に係る通例期日被保険者証を交付する。

(マル学、マル遠の申請)

第9条 短期被保険者証の交付を受けている世帯主からその世帯に属する被保険者に係るマル学、マル遠の申請がされた場合において、第3条の規定に該当しないときは、世帯主に対し当該被保険者の短期被保険者証を交付する。

(世帯の異動等)

第10条 短期被保険者証の交付を受けている世帯（以下「短期被保険者証交付世帯」という。）において、世帯分離、合併、又は世帯主の変更等により世帯員等の異動の届出があった場合の短期被保険者証の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 短期被保険者証交付世帯に属する被保険者が新たに世帯を形成した場合は、当該短期被保険者証交付世帯の世帯主にその者に係る短期被保険者証を返還させ、新たに形成された世帯に通例期日被保険者証を交付する。
- (2) 短期被保険者証交付世帯に、通例期日被保険者証の交付を受けている世帯（以下「通例期日被保険者証交付世帯」という。）が合併した場合は、通例期日被保険者証の返還を求め、短期被保険者証を交付する。
- (3) 通例期日被保険者証交付世帯に、短期被保険者証交付世帯が合併した場合は、短期被保険者証の返還を求め、通例期日被保険者証を交付する。
- (4) 短期被保険者証交付世帯間で異動があった場合は、引き続き短期被保険者証を交付する。
- (5) 短期被保険者証交付世帯において世帯主の変更があった場合は、変更前の世帯主に短期被保険者証を返還させ、変更後の世帯主に通例期日被保険者証を交付する。
- (6) 前第1号、第3号及び第5号において異動の届出が通例期日被保険者

証の交付を受けるために意図的に行われたことが明らかであると認められる場合は、各号の限りでない。

(短期被保険者証交付世帯の再加入)

第 1 1 条 短期被保険者証交付世帯が国民健康保険の資格を喪失し、再び国民健康保険の資格を取得した場合は、再加入後の世帯主が第 2 条に該当するときは短期被保険者証を交付する。

(納付相談等の継続)

第 1 2 条 短期被保険者証交付世帯の世帯主に対しては、短期被保険者証を交付した後においても、納付相談等を継続して行い、滞納している保険料の自主納付を促進する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定の適用は、平成 1 0 年度以後の保険料の滞納について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

2 改正後の防府市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付要綱第 3 号様式及び第 4 号様式の規定は、施行日以後の滞納保険料納付指導から適用し、同日前の滞納保険料納付指導については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の第 5 条及び第 9 条第 3 項の規定は、この要綱の施行日以後に交付した短期被保険者証について適用し、防府市国民健康保険被保険者資格証明書取扱基準の第 3 条第 1 項第 2 号に該当する者は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

公費負担医療受給者届

年 月 日

(宛先) 防府市長

世帯主 住 所

氏 名

個人番号

電話番号

次のとおり、公費負担医療受給者について届けます。

1 公費負担医療の受給者				
住 所				
氏 名		個 人 番 号		
2 公費負担医療の名称				
3 被保険者証の記号番号	記号	山 6	番号	
4 公費負担医療の受給者番号				
5 受給（受給対象となった）年月日	年 月 日			

◎ この届の提出の際には、公費負担医療の対象者であることを証明する書類（受給者証の写し）を添付してください。

特別な事情に関する届

年 月 日

(宛先) 防府市長

世帯主 住 所 _____

氏 名 _____

個人番号 _____

電話番号 _____

次の理由により保険料の納付が困難なので、届けます。

被保険者証の記号番号	記 号	山 6	番 号	
納 付 が 困 難 な 特 別 な 理 由 (具体的に記入してください。)				
納 付 で き な い 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
納 付 で き な い 保 険 料 額	円			

◎下記の特別な事情がある場合、これを明らかにする書類を添付してください。

- ① 世帯主がその財産につき災害、又は盗難にあったこと。
- ② 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ③ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ④ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ⑤ ①から④までに類する事由があったこと。

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険料納付相談通知書

あなたの世帯については、これまで再三にわたり、督促状及び催告書により国民健康保険料の納付をお願いしましたが、いまだに納付されていません。

特別な事情等もなくこのまま保険料が納付されない場合、 月に交付する新しい被保険者証は、有効期限が6か月の短期有効期限被保険者証を交付することになります。

つきましては、下記のとおり納付相談を行いますので、この通知書と印鑑を持参の上、必ず相談窓口にお越しください。

なお、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届」（第1号様式）を、また、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届」（第2号様式）を提出してください。

記

- 1 相談期限 年 月 日（ ）まで
 - 2 相談窓口 収納課 徴収係（防府市役所4号館2階 ⑥番窓口）
 - 3 問合せ先 収納課 徴収係 電話 0835-25-2183
保険年金課 国保資格係 電話 0835-25-2317
- ◎ 相談期限までに来庁できない場合は、必ず御連絡ください。
- ◎ 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続が必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

* この文書は、国民健康保険料の未納がある世帯に送付しています。既に完納又は相談されている場合は御容赦ください。

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険料納付相談通知書

あなたの世帯については、国民健康保険料の納付をお願いしておりますが、完納されておりませんので、月に交付する新しい被保険者証は、有効期限が6か月の短期有効期限被保険者証を交付することになります。

つきましては、下記のとおり納付相談を行いますので、この通知書と印鑑を持参の上、必ず相談窓口にお越しください。

なお、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届」（第1号様式）を、また、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届」（第2号様式）を提出してください。

記

- 1 相談期限 年 月 日（ ）まで
- 2 相談窓口 収納課 徴収係（防府市役所4号館2階⑥番窓口）
- 3 問合せ先 収納課 徴収係 電話 0835-25-2183
保険年金課 国保資格係 電話 0835-25-2317

- ◎ 相談期限までに来庁できない場合は、必ず御連絡ください。
- ◎ 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

* この文書は、国民健康保険料の未納がある世帯に送付しています。既に完納又は相談されている場合は御容赦ください。

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険料納付相談警告書

あなたの世帯については、これまで再三にわたり、督促状及び催告書により国民健康保険料の納付をお願いしましたが、いまだに納付されていません。

このため、下記の相談期限までに納付がない場合は、他の被保険者との公平性の面から、通常の被保険者証の返還を求め、有効期限が6か月の短期有効期限被保険者証を交付することになります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための相互扶助の医療保険制度であることを御理解いただき、納付相談及び納付をお願いします。

なお、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届」（第1号様式）を、また、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届」（第2号様式）を提出してください。

記

- 1 相談期限 年 月 日（ ）まで
- 2 相談窓口 収納課 徴収係(防府市役所4号館2階⑥番窓口)
- 3 問合せ先 収納課 徴収係 電話 0835-25-2183
保険年金課 国保資格係 電話 0835-25-2317

◎ 相談期限までに来庁できない場合は、必ず御連絡ください。

◎ 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

* この文書は、国民健康保険料の未納がある世帯に送付しています。既に完納又は相談されている場合は御容赦ください。

第4号様式の2

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険料納付相談警告書

あなたの世帯については、納付相談の上、計画的に国民健康保険料を納付いただいておりますが、特別な事情等なく計画どおりの納付をされない場合は、他の被保険者との公平性の面から、通常の被保険者証の返還を求め、有効期限が6か月の短期有効期限被保険者証を交付することになります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための相互扶助の医療保険制度であることを御理解いただき、納付相談及び納付をお願いします。

なお、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届」（第1号様式）を、また、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届」（第2号様式）を提出してください。

記

- 1 相談期限 年 月 日（ ）まで
- 2 相談窓口 収納課 徴収係（防府市役所4号館2階 ⑥番窓口）
- 3 問合せ先 収納課 徴収係 電話 0835-25-2183
保険年金課 国保資格係 電話 0835-25-2317

- ◎ 相談期限までに来庁できない場合は、必ず御連絡ください。
- ◎ 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

* この文書は、国民健康保険料の未納がある世帯に送付しています。既に完納又は相談されている場合は御容赦ください。

第5号様式

第 号

年 月 日

様

防府市長



国民健康保険被保険者証返還通知書

あなたの世帯については、これまで再三にわたり国民健康保険料の納付をお願いしましたが、納付に至りませんでした。

つきましては、先般送付した警告書のとおり、通常の被保険者証の返還を求めます。

また、下記のとおり収納課で納付相談をしてください。

なお、返還期限までに返還いただけない場合は、短期有効期限被保険者証を交付することとなります。

記

1 返還期限

年 月 日 () まで

2 手続に必要なもの

被保険者証、本通知書

3 納付相談窓口

収納課 徴収係（防府市役所4号館2階⑥番窓口）

電話 0835－25－2183

第 6 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険短期有効期限被保険者証交付通知書

あなたの世帯については、滞納保険料について納付相談のうえ分割納付いただいておりますが、滞納額の解消には至っておりません。

つきましては、現在交付している通常の被保険者証の有効期限が 年 月 日までとなっておりますので、先般送付した警告書のとおり、通常の被保険者証より有効期限の短い短期有効期限被保険者証を交付します。

なお、滞納保険料を完納されたとき、又は滞納額が著しく減少したとき、若しくは納付できない特別な事情が生じたと認められるとき（「特別な事情に関する届」の提出が必要）は、世帯主に対し、通常の被保険者証を交付します。

また、厚生労働省令で定める公費負担医療等の受給者に該当した場合（「公費負担医療受給者届」の提出が必要）は、申請により当該被保険者に係る通常の被保険者証を交付します。

- * 有効期限が切れた被保険者証は必ず細かく裁断して破棄してください。
- * 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

◎ 問合せ先

保険年金課 国保資格係（防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口）

電話 0835-25-2317

第 6 号様式の 2

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険短期有効期限被保険者証交付通知書

あなたの世帯については、通常の有効期限被保険者証の返還について、先般、文書により通知しましたが、期限を過ぎても被保険者証を返還いただいております。

つきましては、通知による警告のとおり、通常の有効期限被保険者証より有効期限が短い短期有効期限被保険者証を交付します。

なお、滞納保険料を完納されたとき、又は滞納額が著しく減少したとき、若しくは納付できない特別な事情が生じたと認められるとき（「特別な事情に関する届」の提出が必要）は、世帯主に対し、通常の有効期限被保険者証を交付します。

また、厚生労働省令で定める公費負担医療等の受給者に該当した場合（「公費負担医療受給者届」の提出が必要）は、申請により当該被保険者に係る通常の有効期限被保険者証を交付します。

- * 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続が必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。
- * 有効期限が切れた被保険者証は必ず細かく裁断して破棄してください。

◎ 問合せ先

保険年金課 国保資格係（防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口）

電話 0835-25-2317

第7号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険短期有効期限被保険者証更新通知書

あなたの世帯については、短期有効期限被保険者証を交付しておりますが、現在交付している短期有効期限被保険者証の有効期限が 年 月 日 までとなっておりますので、下記により収納課で納付相談された後に、保険年金課で被保険者証の更新手続きをしてください。

なお、滞納している保険料を完納されたとき、又は滞納額が著しく減少したとき、若しくは納付できない特別な事情が生じたと認められるとき（「特別な事情に関する届」の提出が必要）は、世帯主に対し、通常の被保険者証を交付します。

また、公費負担医療等の受給者に該当した場合（「公費負担医療受給者届」の提出が必要）は、申請により当該被保険者に係る通常の被保険者証を交付します。

記

- 1 更新受付期限 年 月 日（ ）まで
- 2 手続きに必要なもの 短期有効期限被保険者証、本通知
- 3 納付相談窓口 収納課 徴収係（防府市役所4号館2階⑥番窓口）
電話 0835-25-2183
- 4 更新受付窓口 保険年金課 国保資格係（防府市役所4号館1階⑧番窓口）
電話 0835-25-2317

* 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

第 7 号様式の 2

第 号

年 月 日

様

防府市長



国民健康保険短期有効期限被保険者証更新通知書

あなたの世帯については、滞納保険料について納付相談のうえ分割納付しておられますが、滞納額の解消には至っておりません。

つきましては、現在交付している短期有効期限被保険者証の有効期限が 年 月 日までとなっておりますので、新しい短期有効期限被保険者証を交付します。

なお、滞納している保険料を完納されたとき、又は滞納額が著しく減少したとき、若しくは納付できない特別な事情が生じたと認められるとき（「特別な事情に関する届」の提出が必要）は、世帯主に対し、通常の被保険者証を交付します。

また、厚生労働省令で定める公費負担医療等の受給者に該当した場合（「公費負担医療受給者届」の提出が必要）は、申請により当該被保険者に係る通常の被保険者証を交付します。

- * 有効期限が切れた被保険者証は、必ず細かく裁断して破棄してください。
- * 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続が必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

◎ 交付場所及び問合せ先

保険年金課 国保資格係（防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口）

電話 0835-25-2317

第 8 号様式

第 号

年 月 日

様

防府市長



国民健康保険短期有効期限被保険者証（更新分）交付通知書

あなたの世帯については、短期有効期限被保険者証の更新について、先般、文書により通知しましたが、受付期間を過ぎても手続きいただいております。

しかしながら、現在お持ちの短期有効期限被保険者証は、有効期限が切れておりますので、新しい短期有効期限被保険者証を交付します。

滞納保険料については、納付相談のうえ分割納付していただきますよう引き続きお願いいたします。

なお、滞納保険料が完納されたとき、又は滞納額が著しく減少したとき、若しくは納付できない特別な事情が生じたと認められるとき（「特別な事情に関する届」の提出が必要）は、世帯主に対し、通常の被保険者証を交付します。

また、厚生労働省令で定める公費負担医療等の受給者に該当した場合（「公費負担医療受給者届」の提出が必要）は、申請により当該被保険者に係る通常の被保険者証を交付します。

- * 有効期限が切れた被保険者証は、必ず細かく裁断して破棄してください。
- * 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続が必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

◎ 問合せ先

保険年金課 国保資格係（防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口）

電話 0835-25-2317

第9号様式

第 号

年 月 日

様

防府市長



国民健康保険被保険者証交付通知書

あなたの世帯については、短期有効期限被保険者証を交付しておりましたが、保険料の納付について、改善が図られましたので、短期有効期限被保険者証を解除し、通常の被保険者証を交付します。

なお、今後も国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、納付期限までに納付いただきますようお願いいたします。

◎ 問合せ先

保険年金課 国保資格係（防府市役所4号館1階⑧番窓口）

電話 0835-25-2317